

セーフティネット保証2号の認定申請における必要書類等について

○認定基準

申請者が、法第2条第5項第2号の規定による経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている当該事業者と直接的に取引を行っており、当該事業者との取引規模の割合が20%以上である中小企業者で、次のいずれかに該当すること。

- (1) 当該事業活動の制限がされた日以降のいずれか1か月間（以下、「対象月」という。）の売上高、販売数量等（以下、「売上高等」という。）が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後1か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少する見込みであること。
- (2) 対象月の売上高等が、制限直前3か月間における月平均の売上高等に比して10%以上減少しており、かつ、対象月からその2か月後までの3か月間における売上高等が、制限直前3か月間における売上高等に比して10%以上減少する見込みであること。
- (3) 対象月の売上高等が、制限直後3か月間における月平均の売上高等に比して10%以上減少しており、かつ、対象月からその2か月後までの3か月間における売上高等が、制限直後3か月間における売上高等に比して10%以上減少する見込みであること。

○指定期間

令和8年3月2日から令和9年3月1日まで

※指定期間とは認定申請ができる期間をいいます。

○提出書類

- (1) 認定申請書
 - ・様式第2号（イ）
- (2) 計算書
- (3) 当該事業者と直接的に取引を行っていることがわかる資料（決算資料、売上台帳、仕上台帳、納品書など）
- (4) 事業所概要書
- (5) 委任状 ※本人以外の者が申請する場合のみ

○注意事項

- ・本認定とは別に、金融機関や信用保証協会による金融上の審査がありますので、金融機関（保証協会を含む）との相談は十分に行ってください。
- ・認定申請に際して、申請者が金融機関担当者等に申請の権限を委任する場合は、委任状を提出してください。
- ・認定書には有効期限があります。有効期間は発行日から30日間となりますので、期間内に信用保証協会に保証の申込を行う必要があります。